

(1) ヒューム『イギリス史』の結論と教訓

ヒューム『イギリス史』⁽¹⁾の結論と教訓

大野 精三郎

一 はじめに

わたくしはヒューム『イギリス史』について、既に本誌およびほかのところで、再検討のための一連の作業を行ってきた⁽²⁾。ほぼこの作業を完結した現在、『イギリス史』の結論はどのようなものであり、それが如何なる意義をもっているかを明らかにしたい。本論に入る前に、これまでの作業の結果を要約して示しておかなければならない。わたくしは、『イギリス史』の課題を一八世紀中葉の政治・歴史論争との関連から明らかにし、それが政權の座にあって二回にわたるジャコバイトの叛乱に直面した Modern Whig の新しい『イギリス史』の必要、

とくに一七世紀のイギリス革命史についての新しい解釈の要請に答えること、そしてそれまでのイギリス史についての Old Whig 解釈と Modern Whig 解釈との両面批判と名譽革命の新たな意義づけをふくむものであったことを明らかにした。このことは、『イギリス史』が一八世紀の中葉の現実政治の必要から書かれたことを示している。従って、『イギリス史』の結論は、同時代の政治状況のなかでそのもつ Implication が問い直されなければならぬ。ヒューム自身『イギリス史』執筆の前後に書いた、二つの短い論文のなかで、『イギリス史』から引き出さるべき教訓をとりまとめている。ひとつは、一七四五年に書かれ、五三年に発表された『王位継承に

つらつ (Of the Protestant Succession)⁽²⁾』であり、他のひとつは、ステュアート王朝の歴史を書き終えた一七五四年に発表した『党派の歩みより (Of the Coalition of Parties)⁽³⁾』とつらつ論文である。これら二つの論文によって、『イギリス史』の結論のもと同時代の政治的 Implication を明らかにすることは、『イギリス史』の理解にとっても必要なことであろう。

(1) David Hume: The History of England from the Invasion of Julius Caesar to the Abdication of James the second, 1688. 1754—62. 以下の引用は、発行年不詳の New York, Harper and Brothers 刊行の六巻本を底本として使用する。

(2) 「一七三〇年代の歴史論争とヒューム『イギリス史』」一橋論叢 第七〇巻四号、一九七三年、「ヒューム『イギリス史』の根本問題——一六・七世紀のイギリス憲法機構の性格——」経済研究第二五巻一号 一九七四年、「ヒュームの Ancient Constitution 把握——『イギリス史』の根本問題——」一橋論叢 第七二巻三号、一九七四年
(3)(4) 前の論文は一七五三年刊行の『政治論集』に、また後の論文は一七五八年刊行の『Essays and Treatise on Several Subjects』に収められている。この二冊は『ヒューム著作集一八七四—一八七五年 The Philosophical Works of Da-

vid Hume, edited by T. H. Green and T. H. Grose. 4 Vols. London, 1874—5.』の第三巻から引用する。また二論文とも、小松茂夫訳『市民の国について(上巻)』(岩波文庫)一九五二年に訳出されているので、併記することとする。

二 『イギリス史』の結論

これもまた既に明らかにしたことだが、『イギリス史』の課題は、具体的には、果してラバンやボリングブロックのいうように名譽革命以前のイギリスに、法的に確定した自由な憲法体系、すなわち Ancient Constitution が存在していたのか、あるいは、ウォルポール体制の擁護者のいうように、そのような憲法機構は全く存在せず、存在したのは絶対君主の専政的支配のみであったのかを根本的に吟味することにあつた。そしてこの問題を新しい視角、すなわち社会的進歩、とりわけ経済進歩との関連からとりあつたのである。ヒュームの、この根本問題に対する回答、いいかえると、一六・七世紀におけるイギリス憲法体系の性格如何という問題に対する回答は、第一に、Old Whig のいうような、法的に確定した

(3) ヒューム『イギリス史』の結論と教訓

Ancient Constitution は存在しなかったこと。従って国王と人民の権利についての境界は未だ明確ではなかったこと。第二に、しかし、Modern Whig の「ようように」、権力をもつ者は国王唯だ一人という絶対君主政ではなかったこと。国王と人民とがそれぞれ固有の領域で権利をもっていたことは、チャールズ一世の初期の議会における国王と議会との関係からも明らかである。当時存在した憲法体系は、ヒュームによれば、法的には不確定な要素をふくむ曖昧な体系ではあるが、しかし『人民が権利をもつ絶対君主政』であったことになる。

そしてヒュームはこの結論を新しい視角、経済的進歩との関連から導いたのであった。arts と industry の発展による自由の出現は、新しくかつ最近のものであったが、それにもかかわらず、それは未だ政治的には明確な地位を獲得することができなかった。従って厳密にいえばステュアート王朝の時代には、Old Whig の「ようように」、破壊すべき、確定的な憲法体系は存在せず、ただ国王と議会の側に多くの先例があるだけであった。『議会が、国王から絶えざる獲得と侵害とによって自由の原理の上に憲法を樹立することができるまえには、イギリス

憲法が如何に不明確であったかをみるのは容易である』(第四巻 四一七ページ)。このことから今や Old Whig の「ようように」、イギリス憲法の理想的姿を Saxon 時代の昔に求める必要はない。一六・七世紀に比較して arts と industry のはるかに未発達な、かの時代に、自由をもつ憲法の存在をみいだす試みは、全くノンセンスである。一六・七世紀においてなお明確さを欠いた憲法が、自由の全く存在しなかった時代において、理想的な姿において存在していたというのは、全くの誤りであるからである。そして一六・七世紀において歴史上はじめて、arts と industry の発展による自由の要求・プランを受入れるには、『当時のイギリス憲法は矛盾した構造物であった』(第四巻 四三四ページ)。革命の過程は、この矛盾にした部分が『衝突し、不調和な部分が相互に破壊し合い、古い構造から、より統一的な・一貫した新しい市民政治の形態が生まれる』(同ページ)過程でもあったのである。

これが、『イギリス史』の結論であるとすると、それをもつ批判的意義と射程はきわめて巨大である。

この結論は、Old Whig の主張するステュアート王朝

の四人の国王およびその側近から革命の直接的責任を免除することになる。というのは、かれらの責任の源泉と目され、その侵害の廉で糾弾された自由な・法的に確定された憲法体系は本来存在しなかったことが明らかにされたからである。これとともに、また、Old Whigのいう『自由』の側の抵抗の根拠もなくなる。というのは、抵抗を根拠づける自由な・法的に確定された憲法が存在しないならば、『自由』の擁護のためというかれらの理由の大半はその意味を失うからである。

しかしまた、ヒュームの結論に照らせば、Modern Whigのように、当時の憲法体系を絶対君主政なりとし、人民を全く隷従状態にあるとみるのも正しくない。artsとindustryは、イギリスでは新大陸の発見以後注目され、エリザベス女王時代に社会的に定着し、ジェイムズ一世時代に急速に発展した。その結果、議会、とくに庶民院は強大となり、国王に次いでこの国第二の地位に躍進し、『真の権力の場所』となったのである。そして arts と industry の発達に必要な人民の自由、ことに人身の自由と私有財産の安全の要求はこの時代の国王の絶対的権力を check するところまで達していた。議会の自由は、

その範囲を超えて国王の権力を侵害する傾きのあったことは認めなければならないが、議会の強大さが *arts* と *industry* の発展を基礎としていることも認識されなければならぬ。この時代を絶対君主政とするウォルポール陣営には、この認識が全く欠けている、と批判することをふくんでいるからである。従ってこの観点にたてば、名譽革命以前の国王はすべて専政君主であり、人民はすべて奴隷であるとする Modern Whig 史観批判が可能となる。Modern Whig 史観によって、人民はすべて奴隷であり、絶対的服従の原理が支配していたとみるならば、『自由』の戦士はすべて叛徒であるということになり、かれらの行動のすべてを否定し、その功績を抹殺することになる。そしてステュアート王朝の国王が絶対君主であるとするならば、政権の座にあって、ジャコバイトの叛乱を鎮圧する Modern Whig もまた専制君主であることを彷彿させることになる。然らばステュアート王朝の国王は Modern Whig のいうように、暴君であったのかどうか。『自由』の側の戦士は暴君に対する抵抗として容認できるであろうか、ということの問題としなければならぬ。絶対的服従の原理の否定者であるヒュームに

よれば、ステュアート王朝の四人の国王、とりわけ、処刑にふされたチャールズ一世は、ネロやフィリップ二世のような暴君ではなかった。『チャールズ一世は、暴君でもなく、私益追求的な恣意によって支配され、国民に真の危険をもたらした君主でもなかった。かれは根本において、名誉ある高貴な君主であり、必要に迫られていくつかの干渉(対スペイン戦争によって必要となった船舶税・トン税の一方的賦課)を行ったにすぎない』(第五卷 一九五ページ)。そしてその絶対権力は、人民の権利・自由を侵害するものでもなかった。チャールズ一世の下での一年間にわたる議会なしの独裁政治についてのヒュームのコメントが、それを明らかにしている。

『イギリス人が耐えた艱難は、憲法への顧慮を別にして、それ自身として、考察すれば、殆んどその名に値いしない。またそれらは人民の財産に負担になるものでもなかったし、人類の自然的人間愛にもけっして衝撃を与えないものでもなかった。船舶税の課税さえ、その結果を別とすれば、その方策によって賦課された貨幣を国王が慎重に使用することによって、公共に大きな、そして明白な利益を与えるものであった。……平和も、industry、商

業、富裕も、いな正義や政治の寛大な処置さえ、少数の例外を除いて、すべてこれらは人民に享受されたし、自由を除く政治の他の恩恵も、あるいは現在の自由の行使とその正しい保障さえ享受されたのである』(第五卷 一九三ページ)。そしてこれに、人物評価においてヒュームが下した国王の善良な性格を加えるならば、Modern Whig のようにこれらの国王を専制的絶対君主であると断定することはできないであろう。

こうして『イギリス史』におけるヒュームの結論、一六・七世紀のイギリス憲法体系の性格を、『人民が権利をもつ絶対君主制』を本質とするがなお法的に不明確なものとする規定は、イギリス革命についての Old Whig と Modern Whig の解釈を粉砕することとなった。そしてここにわれわれは『イギリス史』の古典的な性格をみることが出来る。イギリス革命史に対するヒュームのこの挑戦によって、それ以後約百年、この時代を研究する者は、ヒュームの提起した回答をめぐって苦闘しなければならなかった。『イギリス史』において、革命の直接の責任、あるいは原因が究極的に問われるならば、それは当時の憲法にあった、とヒューム自身答えるであろう。

そのことを明らかにすることが『イギリス史』の根本問題でもあったのである。

しかし問題はそこに止まらない。ヒュームは、Old Whig および Modern Whig 史観を完全に粉碎したのち、もし自分の結論が正しいとすれば『自由』の側の行動を正当化する理由はなんであるかを改めて問題にしている。

Whig と Tory の抗争のはじまった一六・七世紀には、自由が如何に測り知れない善を齎すものであれ、事前的に自由の帰結の全部が全部理論的に予見できたわけではない。むしろ当時においては、自由の側の主張は『危険な実験 (risky experiment)』に外ならなかった。一七四〇年代の議会改革の時期における自由の側の行動を評して、『なんと愚かなことよ——とヒュームは Ancient Constitution の追隨者たちをして語らしめている——すべてが今や正確に規定され、調整されて古い形式と制度の下に幸運に定着しているのに、新憲法という危険な実験を試み、改革者の粗野や気まぐれのために、われわれ先祖の成熟した英知を捨てるとは』(第五卷 一九七ページ)と。これに對比して王党派の方がはるかに堅実で、正しかった。チャールズ一世の諸政策を弁護して、

ヒュームは次のように述べている。それらの諸政策が厳しいものであったとしても、『われわれはその原因が国王の専恣な暴政と不正にあるのではなく、いわんや国王の野心または權威に対する節度のない食欲にあるのではない。王の即位に当って巻きこまれたスペインとの戦争は如何に無思慮で不要であったとはいえ、議会の助言さらに執拗さから起きたものであった。議会は国王にこれらの好戦的諸政策をとらせたのち、ただちに国王を見捨てた。名譽にあこがれる若き国王は当然、最初の企てが挫かれることを心配したが、しかしまだかれの最大の名譽が、法を不可侵に維持し、人民の完全な信頼を得ることであると認識するほどの、分別をもつほどには成熟していなかった。それ以降の議会の厳格さはいくつかの項目、とくにトン税、ポンド税については極端であった。そして国王として、もしかかれが王權をそのまま維持しようとするれば、自らの權威で、それらの租税を賦課し、憲法の精神を維持するために形式を破るといふ絶对的窮境においこんだ。ひとたび危険な一歩がふみ込まれば、国王は引き続き、船舶税やその他の、不正規ではあるが、適度の負担と租税を賦課することによって

公共の利益を図ることとした。国王が人民を奴隷化するための体制をつくらなかったという確かな証拠は、かれの政治の主要目的が、陸軍力ではなく海軍力を高めることにあったことである。それは、有用・名譽ある計画、いな不可欠に必要な計画であり、国王の大なる窮迫にもかかわらず、殆んど幸福な結果を齎したのであった』(第五卷 一九五ページ)と。この自由と王党派との対比においてみれば、当時においては、後者の方がはるかに堅実で正しかったことになる。『イギリスの内戦は、——とヒュームはいう——人間社会の完成にきわめて必要な自由がなかったならば、その防衛者の側へ愛情が偏るに充分であったろう』(第四卷 四六九ページ)。従って内戦に王党派として参加したジェントリーの次の心境のなかに、ヒュームの心情を読むことができるであろう。

『苦境にある国王に扈從した寛裕な貴族とジェントリーの大部分は忠誠心のみならず、自由の精神を吸っていた。かれらは、国王の合法的な制限政治に服従するという希望だけで、進んで国王を擁護するために、自己の生命と財産とを犠牲にしようとしたのであった』(第五卷 二三五ページ)。

革命をこのようにみるヒュームによれば、『自由』を正当化できるのは、ただ事後的に、すなわち一八世紀の中葉にたつて、自由が齎した繁栄の成果を認識するかぎりにおいてである。従って『イギリス史』のも一つの結論は、一七世紀の自由の側の無条件的讚美は正しくない、自由を賞讃するならば、權威に対する尊敬をもふくめて賞讃しなければならぬということになる。ヒューム自身の言葉で語らせよう。『自由への関心は、賞讃すべき情熱ではあるが、通常、既存の政府への尊敬の念に従属すべきであることを忘れて、かの支配的党派は、市民社会の完成を自己の目的として追求した一方の者のみを賞讃し、市民社会の存立そのものに重要な原理を主張する反対者の犠牲においてかれらを賞讃したのである。しかしあらゆる種類の極論は避けるべきである。中庸な意見は、両方の党派をよろこばせないが、そこに、われわれは真理と確実さに最もよくめぐり合えるのである』(第六卷 三三三ページ)。

一八世紀中葉の政治的観点からイギリス革命に対して右の結論を下したヒュームは、革命の終着点である名譽革命について、同じ観点から、それがイギリスを繁栄に

導いた政治的自由の制度が歴史上はじめて確立されたところに、その意義を与えている。『名譽革命は憲法のなかで一つの新しい時期を画している。そしておそらく、人民に、かれらを例外的な統治から免れしめる以上に有利な結果を伴っていた。自由により多くの事項を決定し、さらに、国王を処分し、新たな王家を創設するという大きな先例によって、革命は、イギリス憲法の性質にあらゆる論争を超えて民衆的原理に、優越を与えた。そして誇張のおそれなく、われわれはこの鳥嶋において、それ以来、統治の最善の組織ではなくとも少なくとも人類に會て明らかにされた自由の最も完全な組織 (the most perfect system of liberty) を享受してきたということ』(第六卷 三六三ページ)。

ここでヒュームは、この革命の意義を憲法に違反した国王を処分して自由の回復を計ったところにあるとするポリングブロックの把握の一面性を克服して、その意義を法の支配の下での自由の制度を人類の歴史上はじめて確立したところにおいて、『その当時世界には、主権者に委ねられるある恣意的な権威なしに存続した政府

はかつてなかったし、またおそらくいかなる歴史の記録のなかにもみいだされないのである。そして人間社会が、法および衡平の一般的・厳密な格率以外のいかなる他の抑制手段をもたないで自らを維持できるほど、完全な状態に到達できるかどうかは、事前には理論的に疑問である。しかし議会は正しく次のように考えた。国王に自由の破壊に容易に転化され得る裁量権を託するには、余りに優れた主権者であり過ぎる。そして事件のなかで、法を厳格に守るといふ格率からいくつかの不便が生まれるとしても、なおそれらの不便をきわめて大きく相殺する利益は、イギリス人をして、絶えざる抗争の結果、最終的にかの高貴な原理を樹立した先祖の追憶につねに感謝せしめておくものである』(第五卷 二八〇ページ)。この自由の高貴な原理を樹立したかぎりにおいて——そしてこの点だけであるが——ヒュームにあっては、Modern Whig とは逆に一七世紀の『自由の戦士』は賞揚されなければならぬ。それ以後のイギリスの繁栄が、この革命に負う以上、トオリーに対してヒュームは、一七世紀とは逆に、その主張は一七世紀においては正しかったが、現在つまり一八世紀においてなおそれに固執することは

正しくない。むしろ『自由』の成果を認め、譲歩しなければならぬ、と戒めている。またヒュームは、名誉革命によって生まれた政府を、比較政治学者の目をもって冷静に独特 (Singular) かつ幸福な政府とよび、自己の政策と政治運営とをすべて名誉革命の憲法の全面的に忠実な実行者であるとする Modern Whig がその憲法を比類なきもの (Matchless) とよび、偏狭な・愛国者の感情に同調していないことが注意されなければならない。こう述べることによって『イギリス史』は、『イギリス国民が、同胞市民に傷害を与えないかぎり、自己の行動について全権限をもつこと、法の権威のみによるに非ざれば国王の大権も、裁判官の権限をもってしても、この無制限の自由を抑制することができない』(第四卷 四八六ページ) 憲法を作りあげた名誉革命に、『正しい敬意を払うこと』を全国民に要請しているのである。およそ以上のことが『イギリス史』の結論であったと云ってよいであろう。これを、一言でいえば、一六・七世紀の憲法体系の性格如何の問題を中軸として、その性格を社会的進歩の観点からあとづけ、自由の要素が新しい近代の所産であることを明らかにした。そして当時においては、

王党派の方が、社会の利益の維持という政府の任務を忠実に履行した点において、自由の側よりはるかに正当な根拠があること、しかし自由は、その成果を名誉革命において結実させ、法の支配による政治を完成し、一八世紀に繁栄を齎したかぎりでは、是認されなければならない。この結論にたてば、今やイギリス全国民は、名誉革命によって確立された自由の政治制度を擁護することによって一致しなければならない、これが全体としての『イギリス史』の結論であったのである。

さらにヒュームは、その歴史から、いくつかの教訓を引き出すことを忘れてはいない。ここでは、結論の意味をより明確にし、またそれを補う意味で、箇条書き的に誌しておこう。

第一に、革命の過程の帰結として生じたチャールズ一世の処刑に関連して、ヒュームは、これから、国民および国王に対して重要な教訓を引き出している。この事件は、自由の側の公言した抵抗権が、緊急のばあいにはのみ許されるけれども、革命の過程でみられたように、これを絶えず大衆に鼓吹することによって、大衆の権威に対する尊敬を弱め、かれらにあらかじめ忠誠の義務から免

れる事態を教えておくことの危険を示している。さらに国王を退位せしめる手段が残されていたにもかかわらず、処刑という残酷な処罰にふしたのは、抵抗の範囲をはるかに逸脱したものと、みなければならぬ。一方国王に對して、この事件は、『緊急の必要からとは云え、法が王に對して与えている以上の權威をとることが危険であること』(第五卷 二八二ページ)を教えている。

第二に、革命とその後の過程は、無教養で放縱な大衆が脅威を与える危険は、一人の暴君の恣意をくつがえず不幸よりはるかにおそるべきことを教えた。また、国の平和と安寧、市民の生命と財産の安全にとって、大衆的な騒動は、支配者の無制限な暴力よりはるかにおそるべきことを示した。さらに重要なことは、革命は秩序ある自由な政治を招来するより、新たな専政主義を招来する傾きがきわめて強いことを示した点である。

チャールズ一世の初期の議會なき政治下において生命・財産についてなんら不安のなかった大衆が、革命に参加し、暴力に訴えるに至ったのは、宗教的狂信に結びついていたからである。『自由』は、ヒューリタニズムという宗教的教義の形をとって振がっていったが、その

政治的指導者が、自己の野心を実現するために、大衆をまきこんだ結果、成功したのである。革命の過程は、『かれらを躍動させていた原理が如何に欺瞞的であり、破壊的であるという記憶さるべき教訓を残した』(第五卷 五四二ページ)とともに、宗教的狂信のおそろしさを教えている。宗教的狂信は、人間の定める法・理性ないし權威による一切の拘束を否認する動機から生じ、既存の権力をくつがえず唯一の支柱となったことを示しているからである。ヒュームがひきだす革命からの第二の教訓は、宗教的狂信、とくにそれと大衆との結びつきに對する不斷の警戒の必要である。大衆は『かれらの現在の衝動にこたえるすべてを信じ易く、かつ頑迷であるからである』(第六卷 五〇ページ)。

ヒュームが革命から引き出した第三の教訓は、このような国民大衆に對して、革命がなんらの利益を与えなかったことを教えている点である。『政治革命によって人民がなにもかを得ることは稀れである。というの(革命の結果生まれた——筆者)新政府は、警戒的・不安定であるから、通常、旧政府より、ヨリ経費がかかり、ヨリ厳格になることによって維持されることになるから

である』(第五卷 三五七ページ)。

教訓の第四は、傭兵からなる常備軍制度が政治権力の道具となる危険を絶えずもっていることである。ヒュームは、もしステュアート王朝の手に常備軍があったならば、自由の擡頭にもかかわらず、イギリスはヨーロッパ大陸諸国と同じく、容易に単純君主政に移行したであろう、と指摘したばかりでなく、国王の処刑までゆき過ぎたのは、スコットランドの軍隊が、『自由』の側を買収され、その道具となったからである、と述べている。また当時の状況と現状とをつぎのように比較し、常備軍制度が日常化した一八世紀において、常備軍が独裁政治の道具となる危険を鋭く指摘したのであった。当時の『この状況は、人民が多くの法によって保護されているにもかかわらず、全く無防備、無防衛で非武装であり加えて、中間権力、すなわち中間的権力によって保護されていない現在の政治よりは、外観的には専政君主制に近かったが、事實は反対であった』(第四卷 三六〇ページ)。

革命は、要するにこれらの教訓『人民の狂信と狂気および傭兵制度の危険が、自然であり有用であるという教訓』(第五卷 三八二ページ)を、なお与えている点に、

省りみられなければならない歴史なのであったのである。

三 『イギリス史』の教訓とその意義

『イギリス史』の結論と教訓とは、その執筆の前後に発表された二つの論文『王位継承について』と『党派の歩みより』をみることによって、その同時代的な意義がますます明らかになる。前者の論文は、四五年のジャコバイトの叛乱に刺激されたヒュームが、王位継承問題について論じ、現在王位にあるハノーヴァー家を擁護したものである。かれは先ずジャコバイトおよび広くトオリイ党の秘かに抱く、ステュアート王家の復位が齎す利害得失を論じている。ステュアート王家の復活が齎す大きな利益は血統上の資格といった、大衆にとつていつも強力で一番理解しやすい王位継承上の資格が与えられ、王位継承がすっきりとした・文句のいれどころのない・王位覬覦者などの乗ずる余地のないものにしておける利点がある。第二の利益は、内乱の危険を防止することができることである。『無数の陰謀や謀略はしばらくおくとして、わが国は繁栄の一途に進む時代に二回もの叛乱を経験している』これは重要なできごとであり、『王位

から追放されたステュアート家の権利主張はまだ時代錯誤とまではなっていないのである。従って、この王家の今後の策謀が、それら二回の叛乱にまさる動乱を生みださないと誰が予言できるであろうか⁽⁶⁾。ステュアート家の復活は、この内乱の危険をなくすことができるであろう。しかしその復活が齎す損失は、その利益をはるかに上廻る。『一旦廃位されたステュアート家を復位させるばあいの欠点は、主としてこの王家の宗教にある⁽⁷⁾』ローマ・カソリック教は『その一連の司祭や修道僧のために、わが国の国教より一層不経済であり、それに当然つきものの異端糾問官、火刑および絞首台がたとえなかつたとしても、より非寛裕であり、そして僧職任命権を王権から分離すること（これはどんな国家にとっても有害であるにちがいない）で満足せず、いつも国民の利害とはちがった利害をもつどころか、しばしばそれと対立するような外国人を聖職者に任命する⁽⁸⁾』。従って『ステュアート王家の復位のため、万事を再び混乱のなかに投じ、その結果、……わたたくしたちに向く唯一の国家は、絶対的な隷従と服従とを要求する国家だけであるということ⁽⁹⁾』を立証するならば、それは、諸国民に対するとんだ恥さ

らしとなるであろう⁽⁹⁾。』

これに対し、ハノーヴァー家の王位継承の利点は、ステュアート家の復位と正反対の性質のもので、その継承が世襲継承権を侵害し、王位に即く血統上の資格を全然もっていなかった一公爵を国王の座につけているという、まさにこの事情から生じている。しかし王権を人民の特権と同じ基礎におき、厳しい制限条件の下においた名誉革命によって、王位に即いたハノーヴァー家の地位は、人民によって『王権を自分たちの保護機関であるとして大事にされ、国王も自由が自分の地位の生みの親であるとしてそれに味方する⁽¹⁰⁾』という地位をしめている。この王家が王位継承するばあいの唯一の欠点は、この王家がヨーロッパ大陸にもつ海外領のため、国際的な陰謀や戦争に巻きこまれることである。しかしこの王家が即位して以来約半世紀間、ヨーロッパに動乱があったにもかかわらず、この王家の国王は『自分一個の目的の達成に努めたり、古くさい要求をさしだしたりするようなことをせず終始ブリテンにふさわしい品位をもって行動した唯一の目ぼしい君主⁽¹¹⁾』であった。ハノーヴァー家の王位継承を強固にしている最大の根柢は、名誉革命以来『人民

の自由は国内の平和や秩序と歩をなべて、ほとんどこれという障碍にもあわずのびてきている。商業も手工業も農業も繁栄の一途を辿っており諸々の技術や科学、それに哲学はいよいよ発達をとげている』⁽¹²⁾という政治の安定性にある。

王位継承問題についてのヒュームの結論はこれらの事情を比較したのち、ステュアート王家を支持する要求を斥け、ハノーヴァー家を擁護することとなる。すなわち、『現在では王権が非常に多数の法律によって安全にされ、そして非常に長期にわたって保有されているため、国民の大多数は、現在の王位保有とは無関係な一種の資格をもう既にハノーヴァー家のなかに認めてしまっているにちがいない。したがって現在においては、革命によってさえ異論のある資格を除こうとする目的を達成できないであろう』⁽¹³⁾と。

もう一つの論文『党派の歩みより』は、『イギリス史』のステュアート王朝についての部分の完成直後に書かれ、さながら『イギリス史』のなかで最も重要な部分であるイギリス革命史の結論の要約の観を呈している。

この論文のなかでヒュームは、回顧的に、一七世紀の

『あの重大な危機の時代に、両派の先輩たちがとった行動を正当化するためにとった』⁽¹⁴⁾論拠を分析して、『人民がもつ昔ながらの自由の回復』を主張した人民党、とくに Old Whig の主張を激しく批判している。かれらの主張の歴史的根拠が薄弱であること、すなわち『歴史をさかのぼればのぼるほど、貴族たちが王権を掣肘していた時代に平民階級が享受した自由は、国王の勢力が確立されてからこの階級が手に入れた自由より実際ずっと少ないものであったこと』⁽¹⁵⁾は、既に『イギリス史』の根本問題を明らかにした今では多言を要しない。しかも当時在野にあったウィッグは今や政権の座にあって二回にわたるジャコバイトの叛乱を受けている。人民の自由の回復という名での既成体制に対する抵抗の原理、『かれらの強みでありその主要な論拠であった当の原理が、現在ではかれらを見捨ててしまい、かれら反対派に移ってしまっている』⁽¹⁶⁾現在、ウィッグの先祖の行動を無条件に讃美することは正しくない。むしろ直截にその当時においては『王党派の方がより一そう堅実であった』⁽¹⁷⁾ことを認めなければならぬ。それを否定することは、政権の座にある Modern Whig にとって、悪い歴史であるばかり

でなく悪い政治でもある。それを否定して、一七世紀の自由の戦士を無条件的に讚美するならば、その結果は、現在の体制を受け入れることを拒絶しているジャコバイトの叛徒たちの抵抗を強めるだけである。従って人民党の主張は否定されなければならない。それだけではない。人民派の主張は現在在野のポリングブロックの手に移って、王権を攻撃する最大の武器となっている。しかしこれらの主張する通り政府の基礎を人民が握ったとしても、『人民自身は市民的な政治をやる能力をもたず、また、かれらを拘束する権威が全くないため、平和を守るためには、……軍隊的で専制的な暴君が相次ぐことになる』⁽¹⁸⁾ことは明らかである。従ってヒュームは人民党に対して『人民の権利要求が適当な時期にその歩みをとどめ、そして王権の過度の要求を削りとったあと、王制、貴族階級および旧来の一切の制度に対して相変わらず正当な尊敬を持続できた』⁽¹⁹⁾という事実をふまえ、名譽革命以来の現在事実に対する完全な黙諾を要請する。

一方、トオリーに対して名譽革命以前の状態においては『王党派の見解の方が一そう堅実であった』ことを認めるが、しかし名譽革命以後の『現在の事態をひとつ

の論拠として加えるならば、人民派の論拠の方がよりよい基礎づけをもっている』⁽²⁰⁾こと、すなわち名譽革命において確立された自由の制度にイギリスの繁栄が負っていることを承認させ、その非現実的な態度を改めることを要請している。そして人民党・王党の双方に対して、『政体上の本質的事がらや王位継承や、あるいは政治組織のいくつかの機関がもっている比較的重要な権限などについて』⁽²¹⁾のそれぞれの主張の温和化、既成事実に対する完全な黙諾を要請しているのである。

一七世紀の歴史から学ぶ教訓は、この温和化を妨げるものが党派の主張を極端に押し進めるのは狂信 (enthusiasm) のみであるということである。『既定の権力をくつがえすことのできるものは熱狂だけであり、味方の側の過度の熱狂は、敵側の同様の精神を生みだしがちであるからである』⁽²²⁾狂信のなかで、宗教的狂信との結びつきはとくに最も警戒を要する。それは『人間本性に作用をおよぼすことのできる行動原理のなかで、最も盲目的で、頑固で、そして制御し難いものである。しかもそれが、人間の定める法、理性ないし権威による一切の拘束を全然否認するような動機から生ずるばあい、最も有害

な帰結を伴うからである』⁽²³⁾ここにヒュームの一七世紀の政治的ピューリタン批判の現実的批判の意味が余すところなく語られている。

以上のことからヒュームが『イギリス史』において一七世紀のステュアート王朝の絶対的専制主義を擁護したとする理解の誤りはもとより、それを単に Modern Whig 擁護の立場から、Old Whig および Tory の両面批判を行ったと判断するとすれば、それはきわめて浅薄な見解といふべきであろう。かれが一七世紀の王党派を正しいとし、また Modern Whig が政権の座を維持することができるとそれは政治が、社会の利益の維持、詳しくいうと、社会的生産力の増進のために正義の法の実施による私有財産の安定を計るというその第一原理から判断されるべきことを暗黙のうちに前提しているのである。そしてそのことが、ヒュームにあっては苦渋にみちた『イギリス史』の結論にも、その内実において、統一的な原理として自らを貫徹していることを、われわれは、看取すべきなのである。

(5)(6) Works, Vol. III, P. 476. 邦訳 一七七ページ

(7) *ibid.*, P. 474. 邦訳 一七四ページ

(8) *ibid.*, P. 478. 邦訳 一八〇ページ

(9) *ibid.*, P. 479. 邦訳 一八二ページ

(10) *ibid.*, P. 474. 邦訳 一七四ページ

(11) *ibid.*, P. 478. 邦訳 三〇一ページ

(12) *ibid.*, P. 475—6. 邦訳 一七七—七八ページ

(13) *ibid.*, P. 479. 邦訳 一八二ページ

(14) *ibid.*, P. 469. 邦訳 一六六ページ

(15) *ibid.*, P. 468. 邦訳 一六四ページ

(16)(17)(18)(19)(20) *ibid.*, P. 469—70. 邦訳 一六六—

七二ページ

(21) *ibid.*, P. 464. 邦訳 一五七ページ

(22)(23) *ibid.*, P. 469. 邦訳 一六六—七二ページ

追記 本稿は昭和五〇年度科学研究補助金を得て行われた研究成果の一部である。

(一橋大学教授)